

# 京都地方最低賃金審議会 公益委員会議

令和3年6月25日（金）午後2時00分～

京都労働局 6階 中会議室

## 議事次第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 京都地方最低賃金審議会の会長、会長代理等の選任について
- (2) 検討小委員会の設置について
- (3) 特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無に係る審議について
- (4) 令和3年度 京都地方最低賃金審議会 専門部会（地賃・産別）の委員選出について
- (5) 京都地方最低賃金審議会運営規定の改正について

### 3 提出資料

No.1	第53期 京都地方最低賃金審議会 委員名簿	P 1
No.2	令和3年度 公益代表委員 専門部会・検討小委員会 分担表（案）	P 2
No.3	令和3年度 京都地方最低賃金審議会 開催日程（予定）一覧表（案）	P 3
No.4	京都地方最低賃金審議会 運営規程	P 5
No.5	京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会 運営規程	P 7
No.6	京都地方最低賃金審議会 公益委員会議 運営規程	P 8
No.7	京都地方最低賃金審議会 検討小委員会 運営規程	P 10
No.8	京都地方最低賃金審議会 運営規程（改正案）	P 12
No.9	中央最低賃金審議会 運営規程（改正案）	P 15



## 第53期 京都地方最低賃金審議会 委員名簿

京都労働局労働基準部賃金室  
令和3年5月1日現在

	氏 名	現 職
公益代表委員	アカオカ ヒロチカ 赤岡 広周	京都産業大学 経営学部 准教授
	イワナガ マサアキ 岩永 昌晃	京都産業大学 法学部 教授
	カワハラ ミキ 河原 美紀	京都府社会保険労務士会 常任理事
	サトウ タカトシ 佐藤 卓利	立命館大学 経済学部 特任教授
	新任 ミツヤマ マサコ 三山 雅子	同志社大学 社会学部 教授
労働者代表委員	アオヤマ イサオ 青山 勲	JAMジーエス・ユアサ労働組合 中央執行委員長 JAM京滋 副執行委員長 連合京都 副会長
	アカセ フミ 赤瀬 史	連合京都 副事務局長 UAゼンセン 京都府支部 参与
	新任 カドノ アキヨシ 門野 昭善	UAゼンセン 京都府支部 次長
	クレカワ マサヒロ 呉川 昌弘	電機連合 京都地方協議会 事務局長 パナソニックグループ労働組合連合会 特別中央執行委員
	マツヤマ ユウジ 松山 裕二	三菱自動車工業労働組合 京都支部 支部長 自動車総連 京都地方協議会 議長 連合京都 副会長
使用者代表委員	イシガキ カズヤ 石垣 一也	一般社団法人 京都経営者協会 理事 事務局長
	キョウザギ ミサオ 京崎 操	京都北都信用金庫 専務理事
	コヤマ テツジ 小山 哲史	京都府中小企業団体中央会 専務理事
	新任 フカザワ シンスケ 深沢 信介	株式会社ワコール 人事総務本部 BA人材開発部部長
	ヨネダ ショウタロウ 米田 庄太郎	株式会社高島屋 京都店 顧問

委員任期：令和3年5月1日～令和5年4月30日

# 資料 No.2

## (案) 特定最賃が5部会の場合

### 令和3年度 公益代表委員 専門部会・検討小委員会 分担表

京都労働局労働基準部賃金室

令和3年5月25日現在

京都府最低賃金専門部会		◎ 赤 岡 委員 ○ 岩 永 委員 河 原 委員	
検討小委員会		◎ 岩 永 委員 ○ 河 原 委員	平成28年度～令和2年度は設置せず本審で検討
	電気機械器具製造業	上 田 委員 弁護士会推薦 委員 河 原 委員	臨時委員 臨時委員
	輸送用機械器具製造業	○ 赤 岡 委員 ○ 岩 永 委員 ◎ 守 屋 委員	臨時委員
	各種商品小売業	◎ 川 口 委員 富 田 委員 ○ 藤 野 委員	臨時委員 臨時委員 臨時委員
	自動車（新車）小売業	○ 石 田 委員 ◎ 上 田 委員 太 郎 丸 委員	臨時委員 臨時委員 臨時委員
	金属製品製造業あるいは印刷業	石 田 委員 弁護士会推薦 委員 河 原 委員	臨時委員 臨時委員

◎：部会長 ○：部会長代理 (五十音順)

## 令和3年度 京都地方最低賃金審議会 開催日程 (予定) 一覧表

令和3年6月3日現在  
京都労働局労働基準部賃金室

開催日時		回数	会議名	議事事項	会場
6月	25日 (金)	14:00	1 公益委員会議 非公開 令和3年度第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都地方最低賃金審議会の会長、会長代理等の選任について</li> <li>・令和3年度 京都地方最低賃金審議会 専門部会(地賃・産別)の委員選出について</li> <li>・検討小委員会の設置について</li> <li>・特定(産業別)最低賃金改正の必要性の有無に係る審議について</li> <li>・京都地方最低賃金審議会運営規定の改正について</li> </ul>	京都労働局会議室 6階小
		14:30	1 本審議会 令和3年度第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度 京都府最低賃金の改正決定について(諮問)</li> <li>・令和3年度 特定(産業別)最低賃金改正の意向表明について</li> <li>・最低賃金を取り巻く状況について</li> <li>・令和3年度 京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会の設置について</li> <li>・京都府最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者からの意見聴取に関する公示について</li> <li>・令和3年度 特定(産業別)最低賃金改正の必要性の有無に係る検討小委員会の設置について</li> </ul>	京都労働局会議室 6階中、6階大
		16:00	1 全員協議会 非公開 令和3年度第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低賃金法第25条第5項に基づく意見聴取(参考人陳述)について</li> <li>・令和3年度第1回 京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会委員の選任について</li> <li>・令和3年度 京都地方最低賃金審議会(本審、専門部会)の開催日程について</li> </ul>	京都労働局会議室 6階中、6階大
7月	20日 (火)	15:00	2 本審議会 令和3年度第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地賃の改正決定に係る関係労使の意見聴取</li> <li>・中賃目安審議の答申内容伝達</li> <li>・地賃専門部会委員の任命について</li> </ul>	京都労働局会議室 6階中、6階大
		9:30	1 地賃専門部会 非公開 令和3年度第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府最低賃金の改正に関する審議</li> </ul>	京都労働局会議室 6階小、6階中 6階大
		13:30	2 地賃専門部会 非公開 令和3年度第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府最低賃金の改正に関する審議</li> </ul>	京都労働局会議室 6階小、6階中 6階大

8月	2日 (月)	9:30	3	地賃専門部会 非公開 令和3年度第3回	・京都府最低賃金の改正に関する審議	京都労働局会議室 6階小、6階中 6階大
	3日 (火)	9:30	4	地賃専門部会 非公開 令和3年度第4回	・京都府最低賃金の改正に関する審議（結審）	京都労働局会議室 6階小、6階中 6階大
	4日 (水)	9:30	5	地賃専門部会 非公開 令和3年度第5回（予備）	・京都府最低賃金の改正に関する審議（結審）	京都労働局会議室 6階小、6階中 6階大
	5日 (木)	9:30	3	本審議会 公開 令和3年度第3回	・京都府最低賃金の改正に関する答申 ・特定（産業別）最低賃金の改正（決定）の必要性に係る諮問について	京都労働局会議室 6階中、6階大
	23日 (月)	9:30	4	本審議会 非公開 令和3年度第4回	・地賃の改正答申に対する異議審議 ・その他	京都労働局会議室 6階大
		10:30	2	全員協議会 非公開 令和3年度第2回	特定（産業別）最低賃金の改正（決定）の必要性について	京都労働局会議室 6階大
	25日 (水)	9:30	3	全員協議会 非公開 令和3年度第3回	特定（産業別）最低賃金の改正（決定）の必要性について	京都労働局会議室 6階中、6階大
		11:30	5	本審議会 令和3年度第5回	・特定（産業別）最低賃金の改正（決定）の必要性に係る答申について ・特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）	京都労働局会議室 6階中、6階大
	26日 (木)	13:30	4	全員協議会 非公開 令和3年度第4回（予備）	特定（産業別）最低賃金の改正（決定）の必要性について	京都労働局会議室 6階中、6階大
		16:00	5	本審議会 令和3年度第5回（予備）	・特定（産業別）最低賃金の改正（決定）の必要性に係る答申について ・特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）	京都労働局会議室 6階中、6階大

※9月以降の日程については未定。

## 京都地方最低賃金審議会 運営規程

- 第1条 京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会に会長と会長代理を置く。
- 2 会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
  - 3 会長は、会務を総理する。
  - 4 会長に事故があるときは、会長代理が会長の職務を代理する。
- 第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、京都労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。
  - 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
- 第4条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実を調査し、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 2 会長は、公益委員間の意思統一、意見の調整等必要と認める場合には、公益委員会議を開催することができる。
- 第5条 委員は、病気その他の事由によって、会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

- 第6条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。
- 3 審議会は会長が、必要があると認めるときは委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

- 第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

- 第8条 会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。
- 2 議事録、議事要旨及び会議の資料は、原則として公開とする。
- ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 前二項の規定は、小委員会、公益委員会議（以下、「小委員会等」という。）について準用する。

- 第9条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付して、その都度局長に送付するものとする。

- 第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

- 第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

## 付 記

- 第1条 この規程は、平成13年5月8日から施行する。
- 第2条 この規程は、平成21年12月24日から一部変更し、施行する。
- 第3条 この規程は、平成26年7月2日から一部変更し、施行する。



# 京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会運営規程

**第1条** この規程は、京都地方最低賃金審議会京都府最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事の運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

**第2条** 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、京都労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の一週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

**第3条** 委員は、病気その他の事由によって、会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

**第4条** 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。

**第5条** 会議は、原則として非公開とする。

**第6条** 会議の議事については、議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は、原則として公開する。

**第7条** 部会長は、専門部会において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて決議を行ったときは、審議会の会長に報告するものとする。

**第8条** この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

**附 記** この規程は、平成13年7月3日から施行する。

## 京都地方最低賃金審議会 公益委員会議 運営規程

### 〈設置〉

第1条 京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第4条の規定に基づき、公益委員会議（以下「会議」という。）を設ける。

### 〈審議事項〉

第2条 会議は、審議会の運営に関する事項について、審議を行うものとする。

### 〈委員長等〉

第3条 会議に、委員長、委員長代理を置く。

2 委員長、委員長代理は、公益委員のうちから選任する。

3 委員長に事故があるときは、委員長代理が委員長の職務を代理する。

### 〈会議の招集〉

第4条 会議は、委員長が、公益委員間の意見調整等必要と認めたときに招集する。  
ただし、年度最初の会議は、審議会会長が招集する。

2 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

### 〈委員の欠席〉

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

### 〈会議における発言〉

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

### 〈会議の公開〉

第7条 会議は、原則として非公開とする。

### 〈議事録及び議事要旨〉

第8条 会議の議事については、議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は、原則として公開する。

### 〈規程の改廃〉

**第9条** この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

**附 則** この規程は、平成22年5月21日から施行する。

## 京都地方最低賃金審議会 検討小委員会 運営規程

平成 17 年 6 月 7 日施行

### 〈設 置〉

**第 1 条** 京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第 4 条の規定に基づき、検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設ける。

### 〈審議事項〉

**第 2 条** 小委員会は、審議会の議決により、審議会の運営に関する事項について、審議を行うものとする。

### 〈委 員〉

**第 3 条** 小委員会は、公益を代表する委員 2 人、労働者を代表する委員 2 人及び使用者を代表する委員 2 人をもって組織する。

### 〈委員長〉

**第 4 条** 小委員会に委員長、委員長代理を置く。

2 委員長、委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故があるときは、委員長代理が委員長の職務を代理する。

### 〈会議の招集〉

**第 5 条** 小委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長又は 2 人以上の小委員会の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、年度最初の会議は、審議会会長が招集する。

2 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

3 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員 1 人以上の出席により開催するものとする。

#### 〈委員の欠席〉

第6条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

#### 〈会議における発言〉

第7条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

#### 〈会議の公開〉

第8条 会議は、原則として非公開とする。

#### 〈議事録及び議事要旨〉

第9条 会議の議事については、議事要旨を作成するものとする。

- 2 議事要旨は、原則として公開する。

#### 〈意見等の提出〉

第10条 委員長は、会議の審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

#### 〈規程の改廃〉

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、平成17年6月7日から施行する。

## 京都地方最低賃金審議会 運営規程 (改正案)

- 第1条 京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会に会長と会長代理を置く。
- 2 会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
  - 3 会長は、会務を総理する。
  - 4 会長に事故があるときは、会長代理が会長の職務を代理する。
- 第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、京都労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。
  - 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
- 第4条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実を調査し、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 2 会長は、公益委員間の意思統一、意見の調整等必要と認める場合には、公益委員会議を開催することができる。
- 第5条 委員は、会長が必要と認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムを言う。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって、会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

~~4~~ 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

第6条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

3 審議会は会長が、必要があると認めるときは委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第8条 会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成する。~~し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。~~

2 議事録、議事要旨及び会議の資料は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規定は、小委員会、公益委員会議（以下、「小委員会等」という。）について準用する。

第9条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付して、その都度局長に送付するものとする。

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付 記

第1条 この規程は、平成13年5月8日から施行する。

第2条 この規定は、平成21年12月24日から一部変更し、施行する。

第3条 この規程は、平成26年7月2日から一部変更し、施行する。

第4条 この規程は、令和3年7月20日から一部変更し、施行する。



## 中央最低賃金審議会運営規程（改正案）

第一条 中央最低賃金審議会（以下「審議会」という。）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、厚生労働大臣、六人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各一人以上を含む三人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により厚生労働大臣又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも三日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

第三条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第四条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう）次項において同じ。）を利用する方法によつて会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第五条第二項及び第三項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によつて会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によつて長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第五条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第六条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条 会議の議事については、議事録を作成する。し、議事録には、会長及び会長の指名した委員二人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規定は、小委員会等について準用する。

第八条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度厚生労働大臣に送付するものとする。

第九条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第十条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則 この規程は、平成十三年一月三十一日から施行する。

この規程は、令和三年五月二十一日から施行する。